

～データで見る新宿区国民健康保険の現状と課題～

(平成29年度)

## 新宿区国民健康保険の現状と課題

### 1 国民健康保険事業概要

#### (1) 事業目的

国民健康保険の健全な運営を通して「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」こと（国民健康保険法第1条）です。

#### (2) 事業内容

保険料の徴収等によって財源をつくり、それを基に「被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う」こと（国民健康保険法第2条）です。

### 2 関連データ

#### (1) 国民健康保険被保険者数の推移・構成

新宿区における国民健康保険被保険者数は図1のとおり、平成26年度以降増加傾向から減少傾向に転じています。日本人と外国人の内訳では、日本人被保険者数は年々減少しており、一方で外国人被保険者数は増加しています。棒グラフの上部が外国人、下部が日本人です。

外国人については、図2のとおり中国籍がもっとも多いほか、ベトナム国籍、ネパール国籍、ミャンマー国籍が増加傾向にあります。平成28年度末時点の被保険者数は、日本人と外国人を併せて101,429人です。平成29年4月1日の新宿区の人口339,339人に対して国保加入率は29.9%です。

図1 新宿区における被保険者数の推移（各年度末）（単位：人）

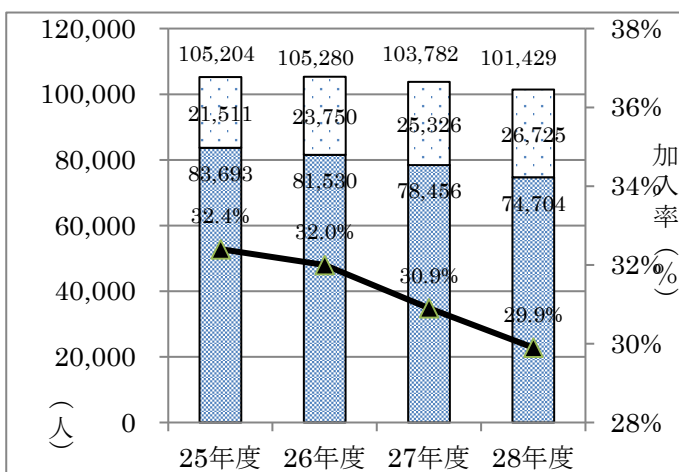
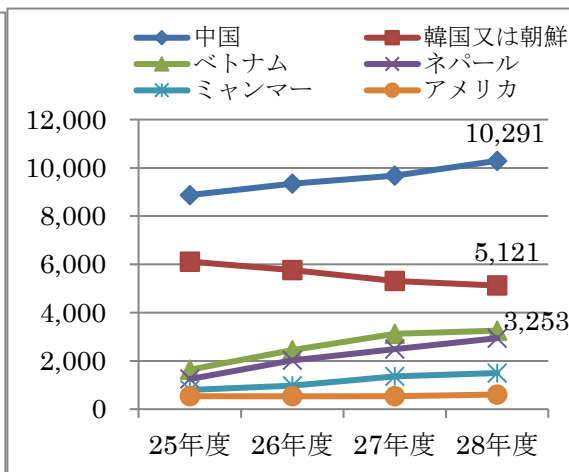


図2 外国人被保険者数の推移（各年度末現在）（単位：人）



【平成28年度版国民健康保険事業概要（新宿区）より作成 平成28年度の数値のみ平成28年度決算資料より作成】

（参考）国民年金被保険者数

（各年度3月末日現在）（単位：人）

区分 年度	総数	第1号被保険者		第3号被保 険者（参考）	付加保険料納付 者（第1号再掲）
		強制加入者	任意加入者		
26	77,784	60,987	1,021	15,776	4,177
27	76,834	59,942	983	15,909	4,051
28	74,663	57,882	939	15,842	3,791

【各年度決算資料より作成】

新宿区における国民年金の強制加入者数、任意加入者数ともに減少しており、総数も減少しています。国民健康保険被保険者数も、近年減少しているため、国民年金被保険者数も減少傾向になっています。

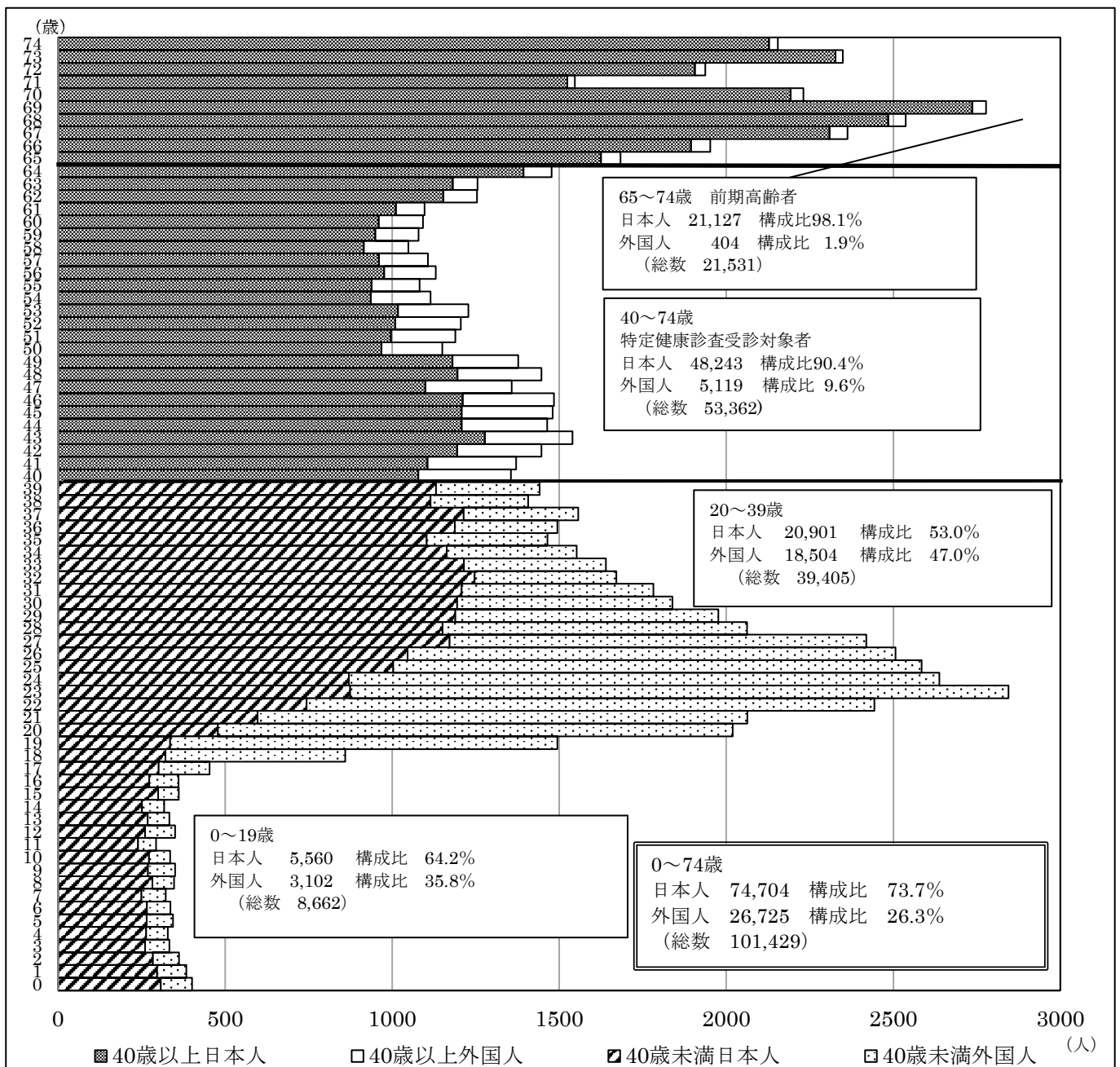
## (2) 被保険者の年齢構成

図3は、0～74歳までの年齢別被保険者数の分布及び日本人と外国人の内訳を表したものです。20～39歳の若年層で外国人の比率が47.0%（外国人18,504人／総数39,405人）と特に高いことが特徴的です。

40歳～74歳の年齢別被保険者数は平成28年度末現在53,362人であり、平成27年度末現在55,673人と比較して2,311人減少しています。そのなかでも65～74歳の年齢別被保険者数は平成28年度末現在21,531人で、平成27年度末現在22,221人と比較して690人と3.1%の減少となっています。

69歳をピークに65～69歳に高い山が見られます。

図3 新宿区年齢別被保険者数 日本人、外国人内訳 (平成28年度末現在)



【平成28年度決算資料より】

表1は、新宿区、特別区、都内、全国の年齢階級別の被保険者数とその構成比を比較したもので、図4は、表1の構成比を帯グラフで表したものです。表1の再掲（65～74歳）は、前期高齢者数を抽出したものです。

新宿区における被保険者の年齢構成の特徴は、20～29歳の比率が高く、60～69歳及び70～74歳の比率が少ないことが分かります。20～29歳が多い理由としては、図3に見られるように、この年代の外国人被保険者が多いことが挙げられます。20～29歳の比率は平成28年9月末現在22.7%で、平成27年9月末現在の21.5%と比較して1.2ポイント増加しています。一方、60～69歳の比率では、平成28年9月末現在17.8%であり、前年度の平成27年9月末現在の18.1%と比較して0.3ポイント減少しています。60～69歳の比率と同様に70～74歳の比率についても平成28年9月末現在9.8%で、平成27年9月末現在の10.4%から0.6ポイント減少しています。

表1 被保険者の年齢構成及び構成比

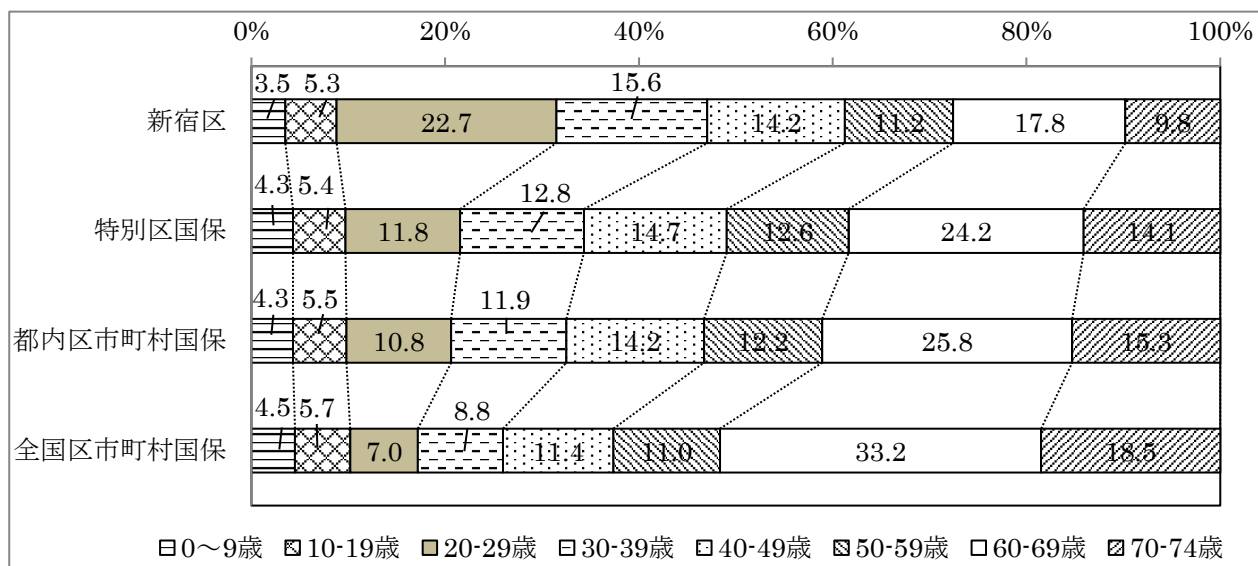
(平成28年9月末現在)

年齢階級別	被保険者数							
	新宿区		特別区		東京都		全国	
	計(人)	構成比(%)	計(人)	構成比(%)	計(人)	構成比(%)	計(人)	構成比(%)
計(0～74歳)	104,146	100.0	2,346,015	100.0	3,393,423	100.0	31,258,338	100.0
0～9歳	3,598	3.5	101,373	4.3	146,448	4.3	1,404,842	4.5
10～19歳	5,551	5.3	127,746	5.4	185,345	5.5	1,789,360	5.7
20～29歳	23,647	<b>22.7</b>	276,627	11.8	367,831	10.8	2,203,467	7.0
30～39歳	16,198	15.6	299,139	12.8	402,321	11.9	2,736,867	8.8
40～49歳	14,786	14.2	345,826	14.7	480,798	14.2	3,551,260	11.4
50～59歳	11,621	11.2	296,565	12.6	415,006	12.2	3,439,707	11.0
60～69歳	18,549	<b>17.8</b>	567,870	24.2	874,927	25.8	10,363,255	33.2
70～74歳	10,196	<b>9.8</b>	330,869	14.1	520,747	15.3	5,769,580	18.5
再掲(65～74歳)	22,165	21.3	704,325	30.0	1,102,629	32.5	12,663,619	40.5

【国民健康保険実態調査 平成28年度速報(厚生労働省)の数値をもとに作成】

図4 被保険者の年齢階級別構成比

(平成28年9月末現在)

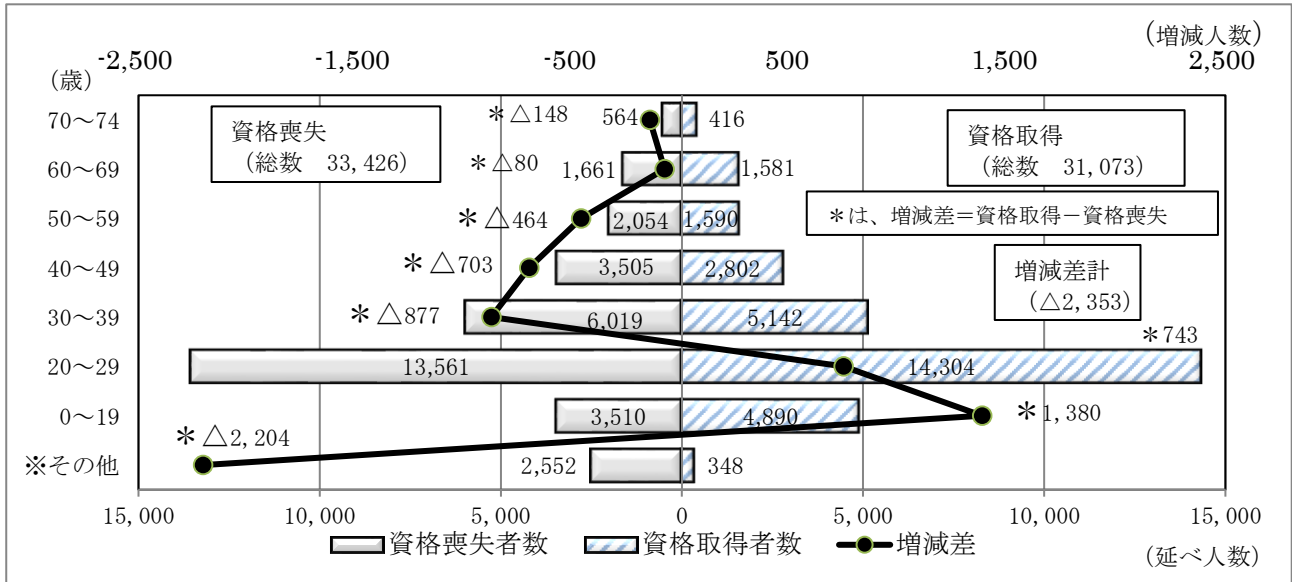


### (3) 資格異動の状況

図5は、資格取得・喪失者数を年齢階級別に表したものです。総数では、資格喪失者数が資格取得者数を2,353人上回っていますが、20代以下では資格取得数が喪失者数を上回っています。

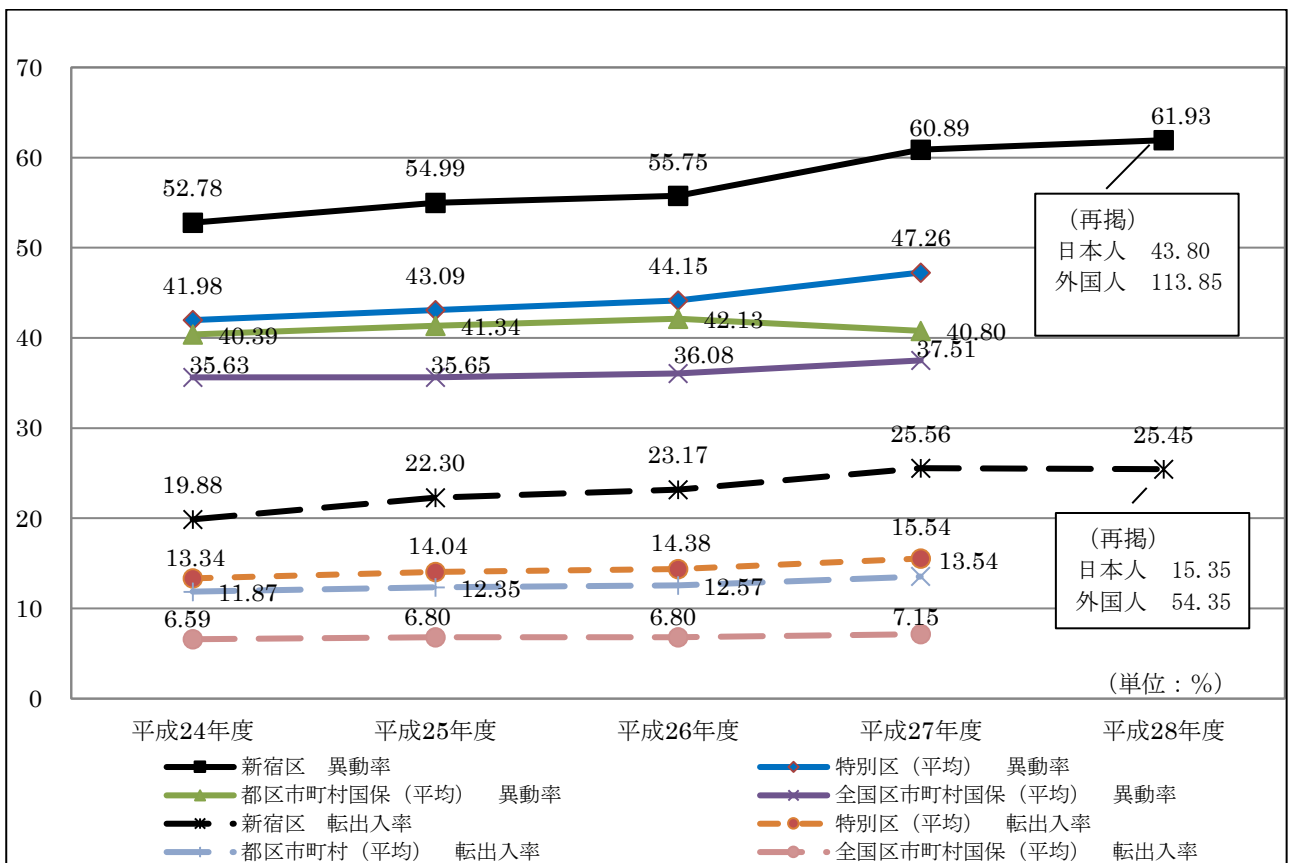
図6は、被保険者数に対する資格取得・喪失者数の割合（異動率）を、全国、東京都、特別区平均と比べたものです。新宿区の異動率が6割を超え、異動が激しいことがわかります。

図5 新宿区被保険者の年齢階級別 資格取得・喪失者数及び増減差(全体) (平成28年度実績)



※その他は、世帯主が後期高齢者医療制度へ移行した世帯に属する被保険者等

図6 国民健康保険被保険者異動率・転出入率推移 保険者間比較 新宿区・特別区平均・都区市町村平均・全国区市町村平均



\*新宿区以外の28年度データは未確定につき掲載していません

【平成28年度決算資料より】

#### (4) 1世帯当たり被保険者数・単身世帯の割合

表2は、国保加入世帯数、被保険者数、1世帯当たり被保険者数を表したものです。新宿区の1世帯当たり被保険者数は、他自治体と比較して低いことが分かります。また、表3のとおり新宿区は、他の自治体と比較して単身世帯割合が高くなっています。

表2 1世帯当たり被保険者数 (平成28年3月末現在)

区 分	新宿区	特別区	東京都	全国
A：世帯数（世帯）	79,367	1,620,275	2,290,245	19,411,381
B：被保険者数（人）	103,782	2,383,139	3,451,418	31,822,403
C：1世帯当たり被保険者数(B/A)（人）	1.31	1.47	1.51	1.64

【国民健康保険事業年報（厚生労働省）より】

表3 新宿区、全国区市町村国保別 単身世帯割合 (平成27年9月末現在)

区 分	新 宿 区	全 国
A：世帯数（世帯）	79,921	19,740,350
B：(再掲)単身世帯数（世帯）	62,801	11,064,100
C：単身世帯割合（B/A）（%）	78.6	56.0

【新宿区は、平成27年度決算資料、全国区市町村国保は、国民健康保険実態調査 平成27年度（厚生労働省）の数値をもとに作成】

#### (5) 被保険者の1人当たり所得の状況

国民健康保険料の所得割の算定基礎となる「旧ただし書き方式」は、地方税法の総所得金額及び山林所得金額、雑損失の繰越控除額、分離譲渡所得金額の合計額から基礎控除（平成29年度は33万円）をした後の金額をいいます。

表4は、被保険者数、旧ただし書き方式による所得額、1人当たり所得額を表したものです。新宿区の1人当たり所得額の特徴は、全国区市町村国保と比較して高いことです。

しかし、特別区国保及び都内区市町村国保と比較するとやや低い位置づけとなっています。

表4 被保険者1人当たり所得額（旧ただし書き方式による課税標準額） (平成27年9月末現在)

区 分	新宿区	特別区	東京都	全国
A：被保険者数（人）	105,214	2,435,291	3,528,924	32,604,063
B：旧ただし書き方式による所得額（課税標準額）（平成26年）（千円）	102,650,174	2,569,033,594	3,557,355,392	21,673,240,001
C：被保険者1人当たり所得額（課税標準額）（B/A）（千円）	976	1,055	1,008	665

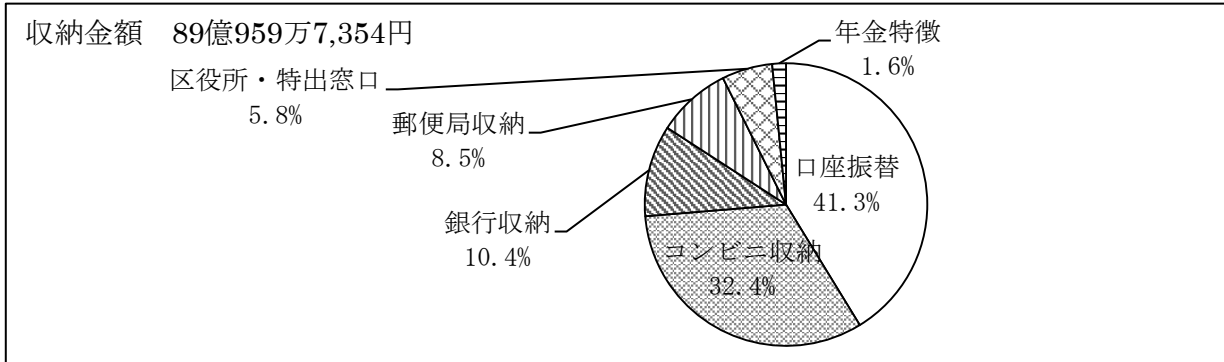
【国民健康保険実態調査 平成27年度版（厚生労働省）より】

## (6) 収納状況

図7は平成28年度現年分保険料の収納種別金額の内訳を表したものです。

この図から収納金額の多い順に、口座振替>コンビニ収納（モバイルレジを含む）>銀行収納>郵便局収納>区役所・特別出張所窓口>年金からの特別徴収ということが分かります。

図7 平成28年度現年分保険料 収納種別の割合



【平成28年度決算資料より】

図8及び図9のとおり、口座振替の割合は金額、件数ともに年々減少する一方、コンビニ収納の割合は増加しています。平成27年度には、コンビニ収納の件数割合が口座振替の件数割合を上回りました。

図8 収納種別ごとの収納金額の割合の推移

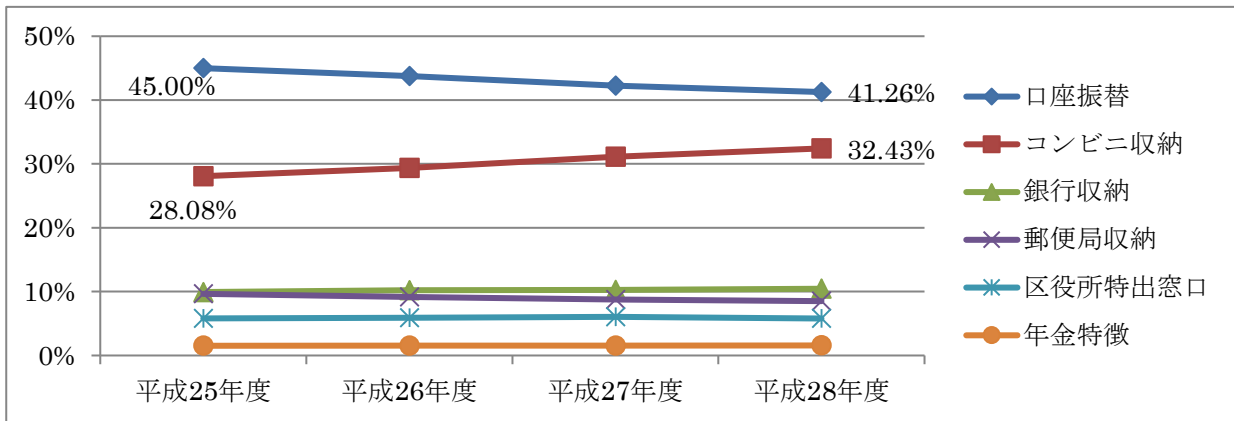
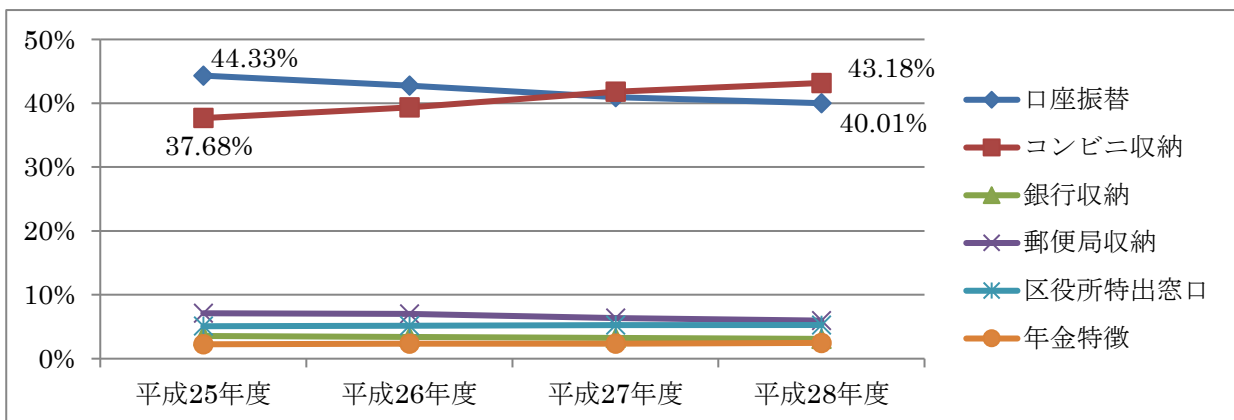


図9 収納種別ごとの収納件数の割合の推移



【平成28年度決算資料より】

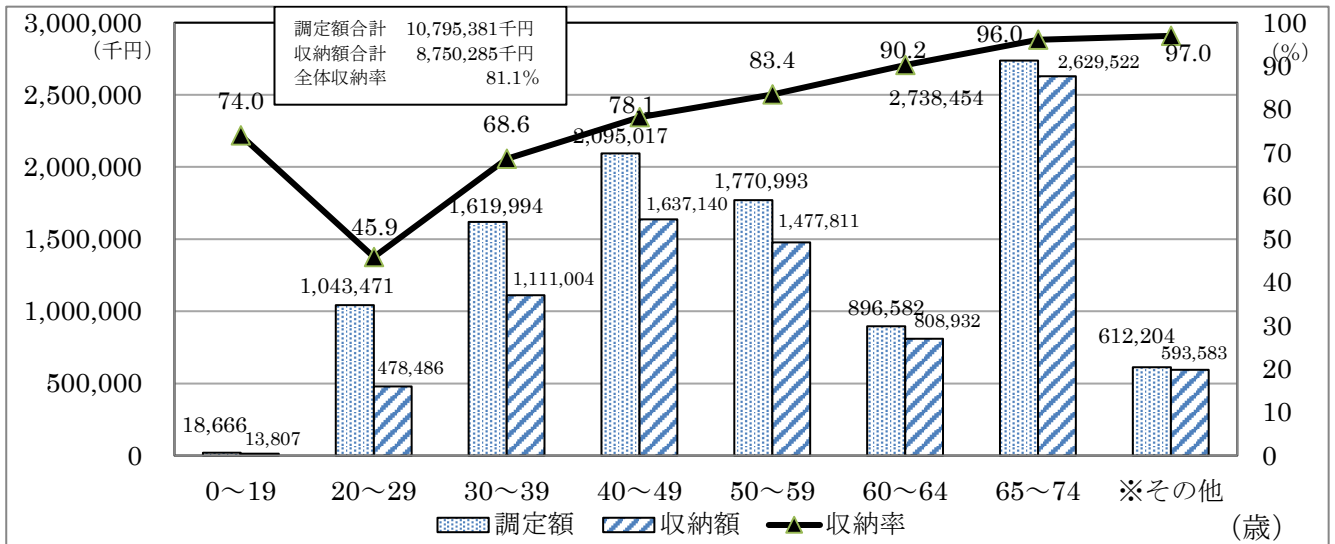
### (7) 世帯主の年齢別調定額、収納額、収納率

図 10 は、新宿区国保加入世帯の世帯主の年齢別調定額、収納額を棒グラフで、収納率を折れ線グラフで表しています。収納額を調定額で除したものが収納率となります。

20歳代は、収納率が1番低く、調定額、収納額ともに低くなっています。

一方で、その他を除くと世帯主の年齢階級が65～74歳の世帯は、収納率が1番高く、20～29歳と比較すると、調定額は約2.6倍、収納額は約5.5倍と大きな開きがあります。

図 10 平成 28 年度 年齢別調定額及び収納額、収納率（現年分、退職被保険者含む、還付未済額除く）

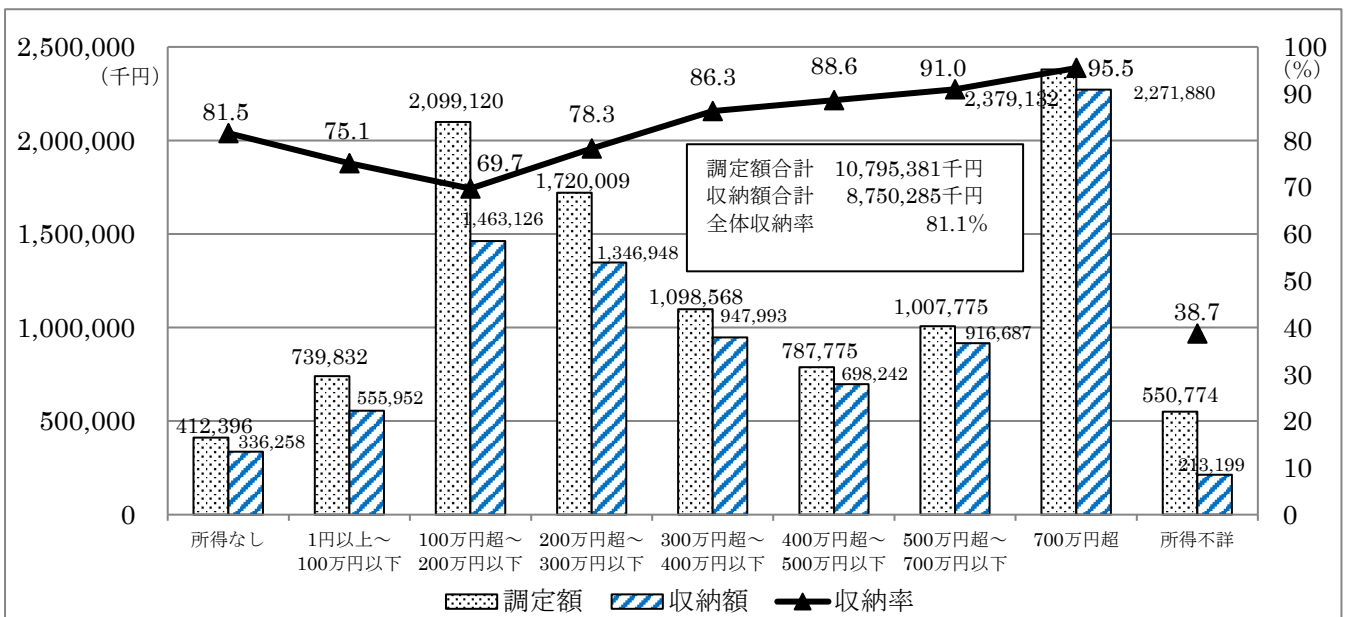


※その他は、世帯主が後期高齢者医療制度へ移行した世帯に属する被保険者等【平成 28 年度決算資料より】

### (8) 旧ただし書き総所得別調定額、収納額、収納率

図 11 は、新宿区国保加入世帯の旧ただし書き総所得別調定額、収納額を棒グラフで、収納率を折れ線グラフで表しています。収納率の1番低い100万円超～200万円以下の旧ただし書き総所得階層は、調定額、収納額いずれも2番目に高くなっています。一方、収納率の1番高い700万円超の旧ただし書き総所得階層は、調定額、収納額いずれも1番高くなっています。

図 11 平成 28 年度 旧ただし書き総所得別調定額及び収納額、収納率（同上）



【平成 28 年度決算資料より】



**(9) 被保険者一人当たり医療費**

図 12 及び図 13 は、平成 27 年度の特別区の一人当たり医療費と特別区平均をグラフ化したものです。この場合における「医療費」とは、入院費用額、入院外費用額、歯科費用額の合計を指し、調剤費用は含みません。

平成 27 年度における新宿区の一人当たり医療費は 196,770 円と 23 区中 1 番低く、特別区平均 (231,309 円) と比較しても約 35,000 円の差があります。

また、東京都の平均 (233,552 円) と同じ程度の差があり、東京都全体から見ても新宿区の一人当たり医療費が低くなっていることが分かります。

一方、65 歳以上被保険者については、新宿区の一人当たり医療費は 436,228 円と特別区の中で、5 番目の高さになっています。

図 12 平成 27 年度特別区の被保険者一人当たり医療費

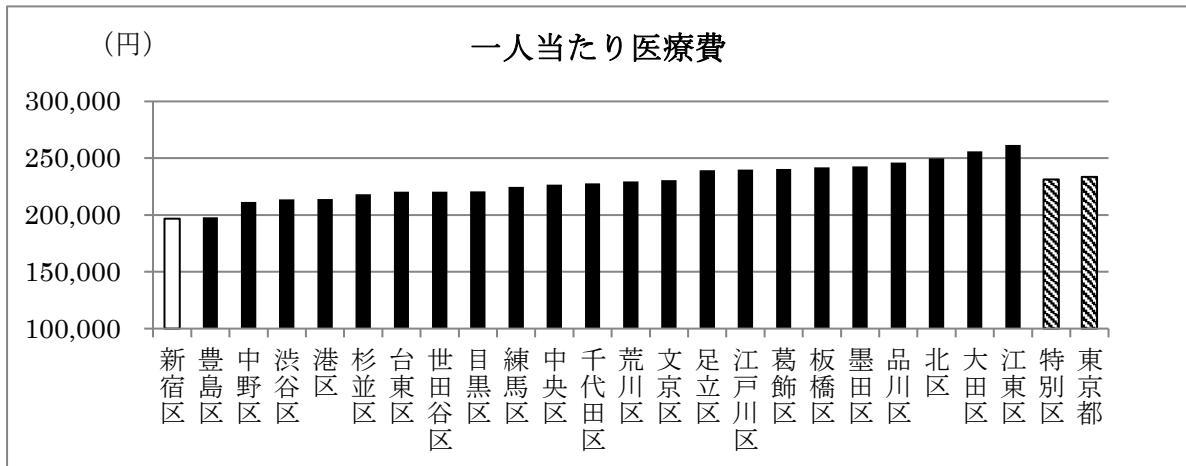
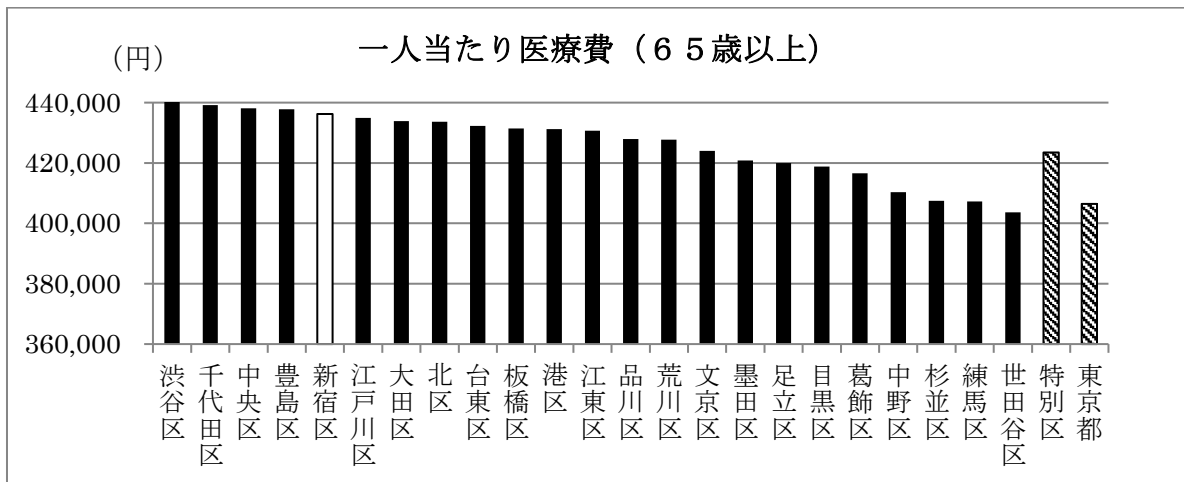


図 13 平成 27 年度特別区の被保険者一人当たり医療費 (65 歳以上)

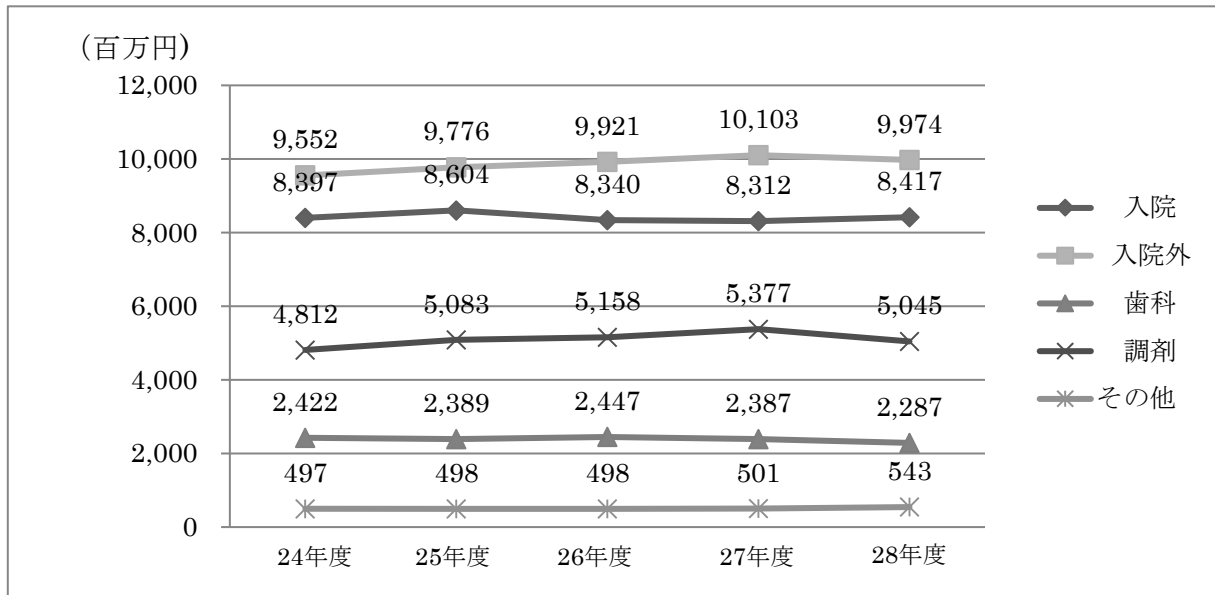


【平成 27 年度国民健康保険事業状況より】

**(10) 医療・療養の給付状況**

図 14 は、医療及び療養の給付状況について、入院、入院外、歯科、調剤、その他（食事療養、訪問看護等）別に費用額（10 割の医療費及び療養費）の過去 5 年間の推移を表したグラフです。このグラフから、どの種別についても過去 5 年に関してはそれぞれほぼ横ばいの金額であること、また、入院外での費用額が最も高いことが分かります。

図 14 医療給付の状況

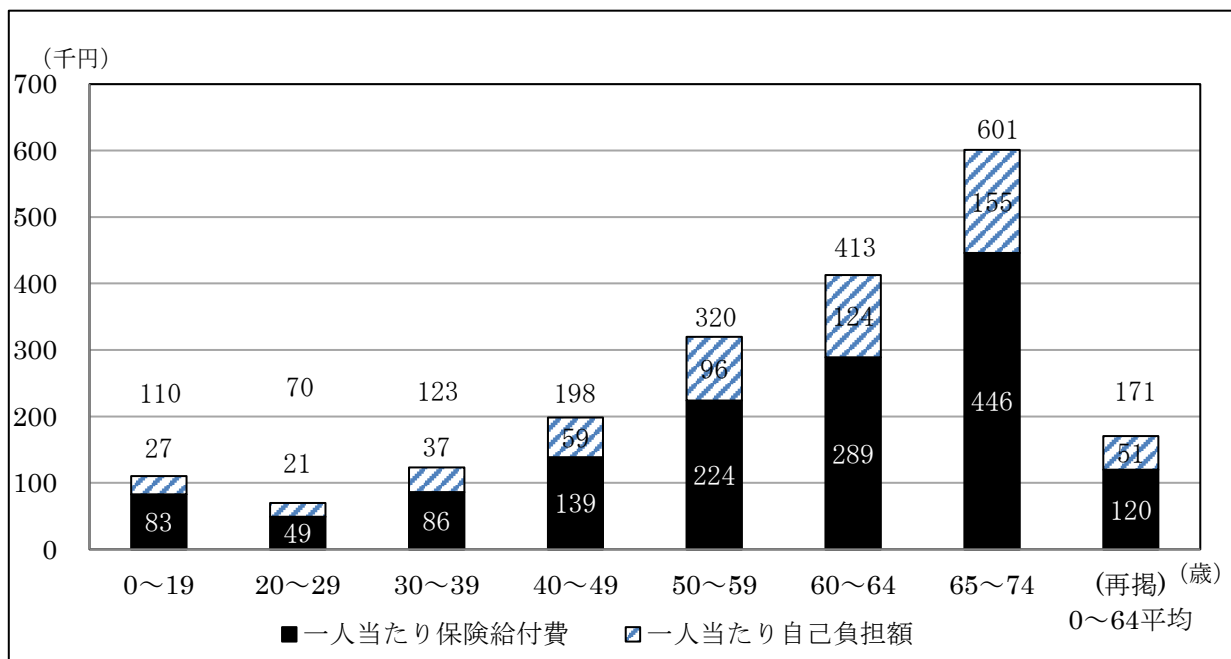


【平成 28 年度決算資料より】

**(11) 年齢別一人当たり保険給付費、一人当たり自己負担額**

図 15 は、新宿区のレセプト状況に基づき、入院、入院外、歯科、調剤分について、被保険者一人当たりの保険給付費と被保険者の自己負担額を年齢別に表したものです。65～74 歳では、0～64 歳の平均に対して一人当たり保険給付費は約 3.7 倍、一人当たり自己負担額は約 3.0 倍となっています。

図 15 平成 28 年度 年齢別一人当たり保険給付費、一人当たり自己負担額

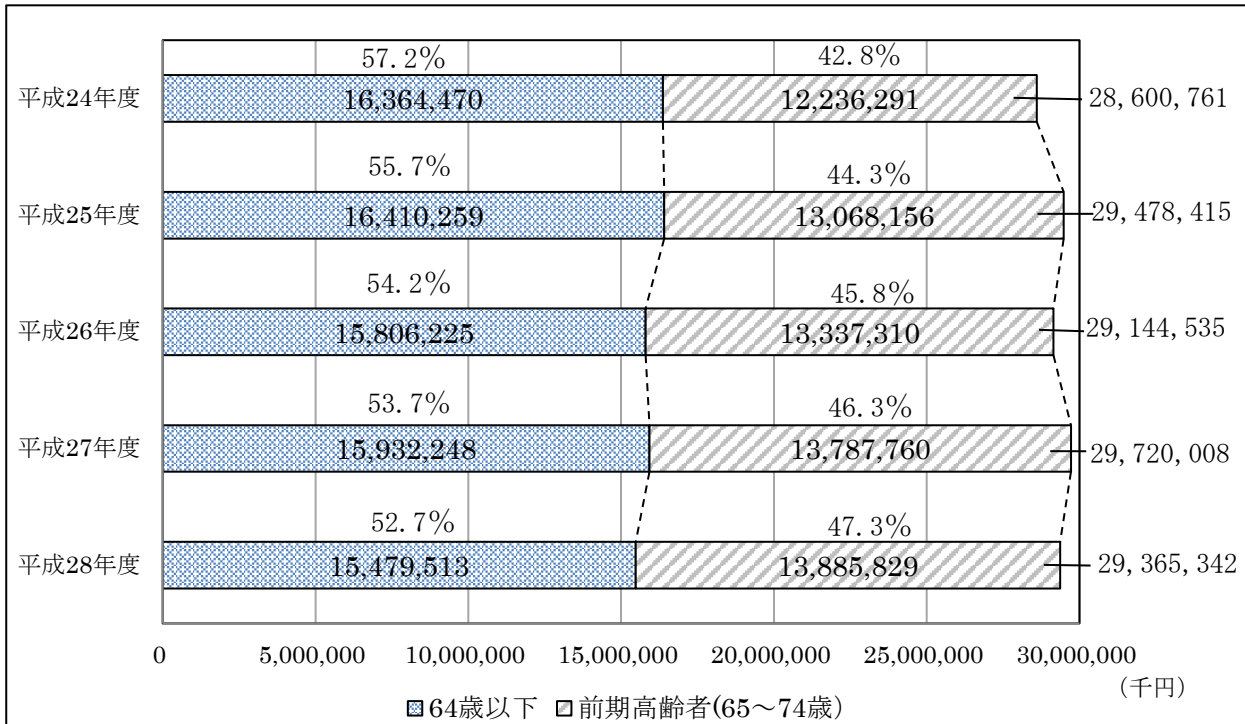


【平成 28 年度決算資料より】

(12) 64歳以下の被保険者・前期高齢者の療養給付費等の推移

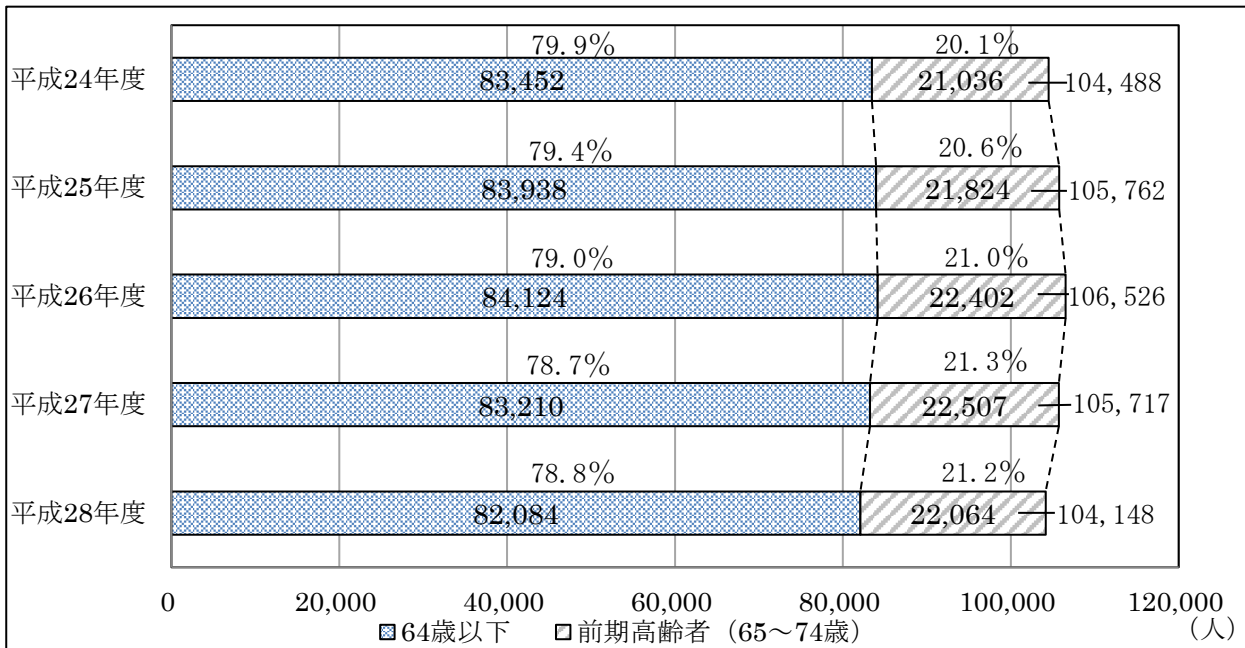
図16は、64歳以下被保険者、前期高齢者別の療養給付費、療養費、高額療養費の合算額と構成比について過去5か年の推移を表したものです。平成24年度から年々前期高齢者の療養給付費等の金額と構成比は増加していることが分かります。また、図16と図17から、前期高齢者の被保険者数は、全体の2割程度であるのに対し、療養給付費等の費用額は、半分近くを占めていることがわかります。

図16 64歳以下被保険者・前期高齢者別 療養給付費の費用額、療養費、高額療養費の合算額推移



【平成28年度決算資料より】

図17 64歳以下被保険者・前期高齢者別 被保険者数の推移 (年度平均)



【平成28年度決算資料より】

### 3 国民健康保険財政の健全化への取組

#### 1 資格・賦課の適正化

##### (1) 所得把握への取組

国民健康保険料は、所得の申告内容が明らかになることで所得状況に応じた適切な賦課を行うことができます。

##### ○国民健康保険料に対する申告書

前年の所得状況が不明の被保険者に対して、年2回国民健康保険料に関する申告書を送付しています(表5)。申告の結果、前年中に所得がなかったことが判明した場合は均等割の軽減対象となり、保険料を再算定しています。

前年の給与収入が98万円を超えた場合や年金・給与以外の収入があった場合は国民健康保険料に関する申告書による申告はできず、税金の申告(税務署での確定申告、区税務課での住民税の申告)が必要であることを案内しています。

また、所得未申告の外国人被保険者に対しては留学生の資格取得手続きの際に申告書の提出を案内し、在留期限更新に伴い新しい有効期限の保険証を送付する際に申告の案内通知を同封しています。世帯の状況に応じて対応することで、所得状況の把握及び適正な保険料賦課に努めています。

表5 国民健康保険料に関する申告書の発送状況

年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	4月	11月	4月	11月	4月	11月
発送月						
発送件数(件)	7,534	2,832	7,539	2,445	6,955	2,638
発送件数合計(件)	10,366		9,804		9,593	
返信件数(件)	1,199		965		856	
返信率	11.5%		9.84%		8.9%	

【平成28年度決算資料より】

##### (2) 居所不明被保険者の居住確認調査

新宿区に居住の実態がないにも関わらず、住民基本台帳法上の転居届又は転出届を行わずに居所不明となる被保険者の方は少なくありません。それに対し、医療保険年金課では居住確認調査を行い、返戻となった通知書等を活用し、戸籍住民課や各地域の特別出張所に情報提供を行うことで居住確認調査につなげ、国民健康保険の資格及び賦課の適正化を図っています(表6)。

また、国保納付推進員が、催告書等の郵送物が宛先不明等により返戻となった世帯へ居住確認に訪問します。調査を行うことにより、その後の滞納処分の検討材料としています。

表6 居所不明被保険者に対する取組状況

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
課での居住確認調査件数(件)	2,451	1,408	690
特別出張所への情報提供(件)	826	391	335

### (3) 健康保険二重加入状態の国民健康保険資格職権喪失処理

被保険者の中には、社会保険（勤務先の健康保険）に加入後、国民健康保険の資格喪失手続きを取らずに健康保険の二重加入状態になっている方がいます。毎年6月に全加入世帯に送付している納入通知書に同封の案内チラシで資格喪失について案内しているほか、長期間保険料が滞納となっておりかつ社会保険加入の事実が判明した世帯に対し、職権で資格を喪失させることで資格の適正化につなげています（表7）。

表7 健康保険二重加入状態の国保資格職権喪失処理実績（平成27・28年度）

実施時期	平成27年9月	平成28年2月	平成28年9月	平成29年2月
喪失件数（件）	59	32	62	18
減額した合計調定額（円）	12,858,512	10,744,263	19,813,760	3,481,014

【平成28年度決算資料より】

## 2 収納の確保

### (1) 催告書の発送

国民健康保険料の滞納がある世帯に対して、催告書兼納付書を送付し、納付推進を図っています。

表8 催告書の発送件数及び催告書による収納額

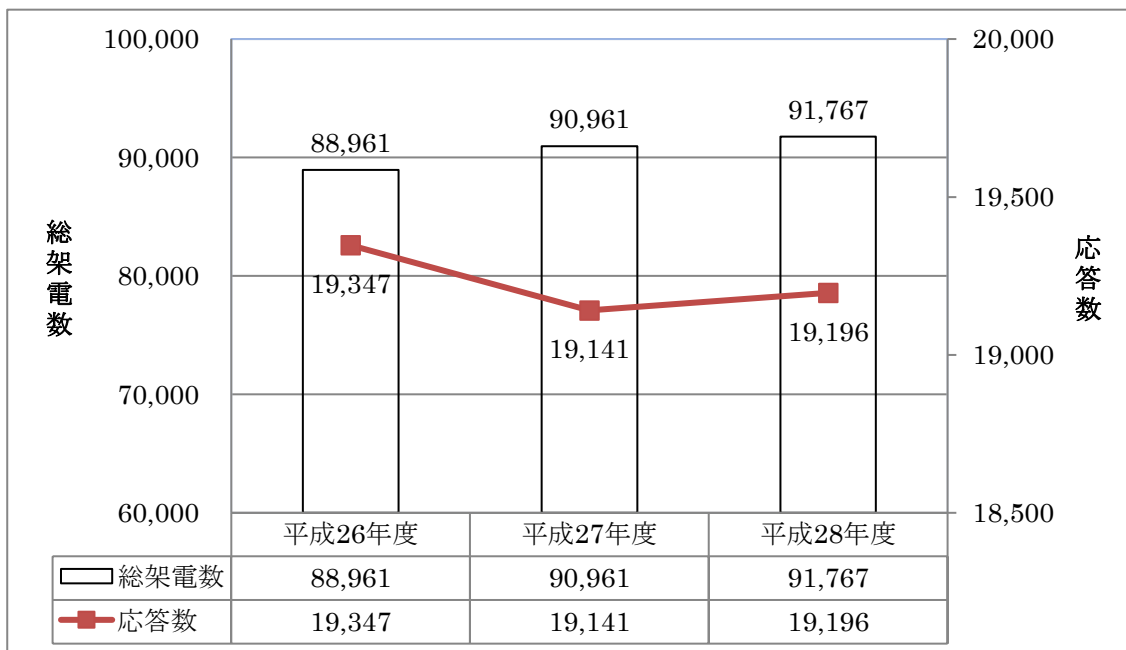
年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
発送件数（件）	85,756	90,183	92,021
収納額合計 （円）	311,251,048	357,573,989	334,828,848

【平成28年度決算資料より】

### (2) 国保料電話催告センターによる架電実績

滞納世帯に対して、電話での納付案内（納付状況の確認及び自主納付の呼びかけ等）を行い、滞納増加の防止及び滞納保険料の早期解消を図ることを目的とした国保料電話催告センターを業務委託にて実施し、毎月7,000件を超える架電を行っています。

図18 催告センターによる総架電数と応答数

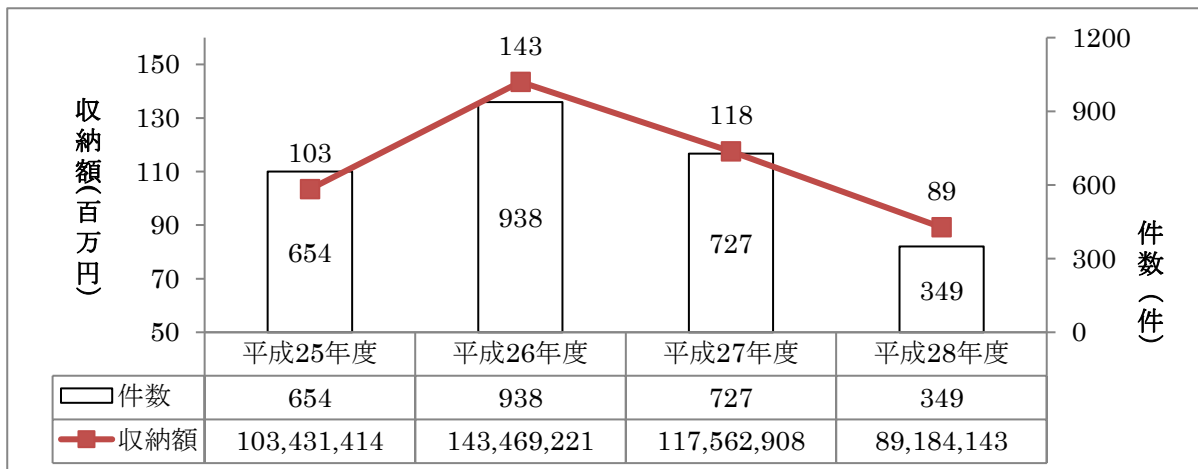


【平成28年度決算資料より】

### (3) 滞納処分の実施

督促状、催告書や電話催告センターによる再三の催告にもかかわらず、滞納が継続している滞納世帯に対しては、財産の差押などの滞納処分を実施します。

図 19 国民健康保険料の差押件数及び収納額



※収納額：差押による自主納付額と取立額の合計金額

【平成 28 年度決算資料より】

### (4) 短期証（1 年）と被保険者資格証明書の交付

国民健康保険料の滞納がある世帯に対しては、有効期限が 1 年間の保険証（以下、「短期証」という。）を交付しています。これは、滞納者との接触の機会を増やし、納付推進を図ることを目的としています。

また、滞納が長期にわたっている世帯に対しては、医療機関受診時に被保険者が医療費の 10 割を負担する被保険者資格証明書（以下、「資格証」という。）を交付する場合があります。

表 9 短期証と資格証の交付世帯数

（単位：世帯）

	平成 27 年 3 月末	平成 28 年 3 月末	平成 29 年 3 月末
短期証	2,914	5,583	2,338
資格証	2,154	2,542	2,054
合計	5,068	8,125	4,392

【平成 28 年度決算資料より】

表 10 事由別資格証解除世帯数

（単位：世帯）

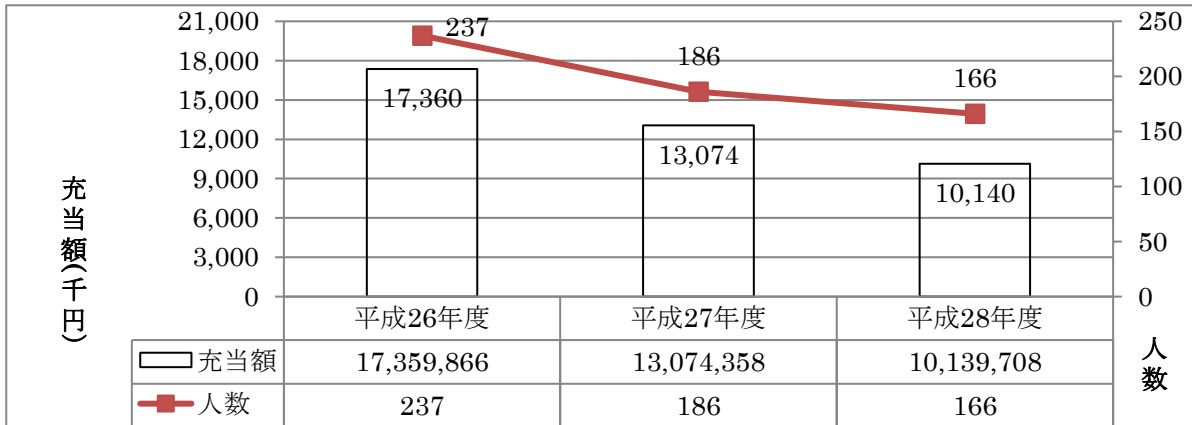
		平成 27 年度	平成 28 年度
完納	135	91	138
一部納付及び納付誓約	223	181	138
均等割減額	443	341	384
公費負担医療費の充当	0	1	1
特別事情（入院・失業・破産など）	20	12	17
18 歳未満や 70 歳以上の世帯員	12	4	12
合計	833	630	690

【平成 28 年度決算資料より】

## (5) 高額療養費の充当

高額療養費とは、月の医療費が高額になった場合、一定の自己負担額を超えた部分が支給される制度です。納付相談係では、その支給される金額を滞納保険料に充当するため、高額療養費充当申請書を対象者に送付しています。

図 20 高額療養費の充当額の推移



【平成 28 年度決算資料より】

## (6) 新宿区の収納率比較

表 11 新宿区現年分収納率と 2 3 区現年分平均収納率の推移 (各年度現年分)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
新宿区	82.50%	83.21%	83.22%	81.19%
2 3 区平均	84.50%	85.00%	85.86%	86.03%
2 3 区順位	19	19	20	23

表 12 新宿区国民健康保険料滞納世帯数 (滞納繰越分含む)

	世帯数	比率	滞納金額計	比率
全体	38,864 件	100%	3,513 百万円	100%
日本人世帯	20,718 件	53.3%	2,246 百万円	63.9%
外国人世帯	18,146 件	46.7%	1,267 百万円	36.1%

【H28 年度決算資料より】

単身世帯や外国人世帯が増加し、多様化するライフスタイルに対応するため、コンビニ収納を推進するなど、納付しやすい環境の整備に努めています。

また、新たな納付方法の検討等を行い、単身世帯や外国人世帯へのきめ細やかな対応に取り組みます。

### 3 医療費の適正化

#### (1) レセプト内容点検・資格点検の強化

医療保険年金課では、非常勤職員である国民健康保険調査員がレセプトの内容点検を行っています。内容点検には「単月点検」、「突合点検」と「縦覧点検」があります。

「突合点検」では、医科レセプトと調剤レセプトの組み合わせを見比べて、医薬品の適応や投与量等の点検を行います。

それに対し「縦覧点検」では、同一医療機関の同一患者の過去6か月分のレセプトを見比べて、単月のレセプトでは確認できない重複請求や算定回数に制限のあるものなどの点検を行います。レセプト点検を行った結果、レセプト内容に疑義がある場合は、審査機関である東京都国民健康保険団体連合会に申立てをします。申立てが認められた場合は診療報酬点数（1点10円）が減額されます。レセプトの内容点検の結果による削減額は、表13のとおりとなっています。

表13 レセプト内容点検の結果による削減額

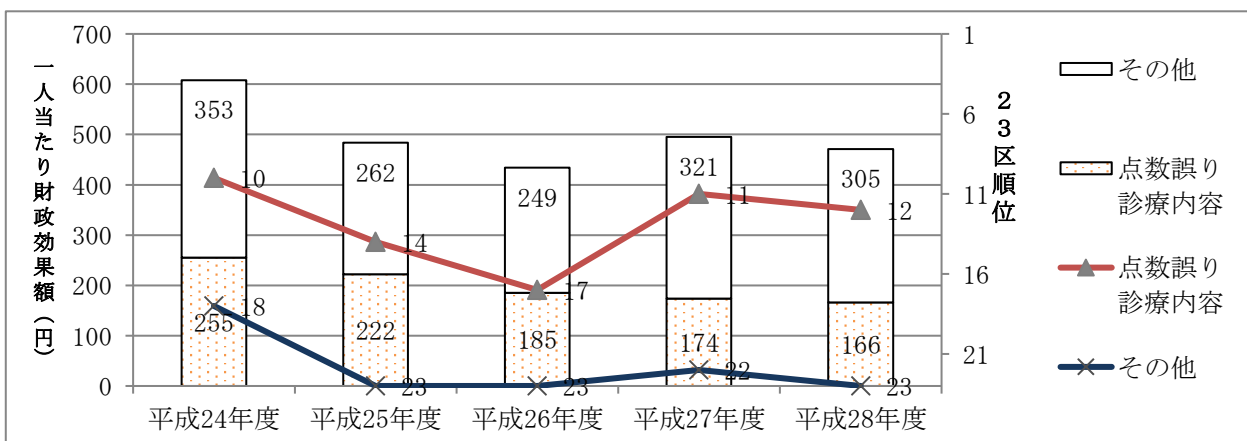
年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
削 減 額	51,282,000円	46,217,000円	52,319,000円	48,979,000円
レセプト請求に係る保険者負担額に対する割合（※効果率）	0.26%	0.22%	0.24%	0.23%
特別区の平均効果率	0.35%	0.35%	0.33%	—

【診療報酬明細書点検調査実施状況報告書より】

※効果率とは、レセプト資格点検・内容点検による削減額をレセプト請求に係る保険者負担額で割ったものです。医療保険年金課では、平成29年度の効果率の目標である0.35%に向け取り組んでいます。削減額は、平成27年度は増加に転じましたが、28年度は減少しています。査定されたレセプト枚数はほぼ同じでしたが、レセプト1枚当たりの削減額が27年度5,479円に対し、28年度は5,115円と減少したことによります。引き続き、効率的なレセプト点検となるよう取り組んでいきます。

図21は、診療報酬明細書点検での削減額を被保険者数で割ることで算出される、一人当たり財政効果額の推移をグラフにしたものです。このグラフから、新宿区における一人当たり財政効果額は、点数誤り及び診療内容によるものよりも、給付割合誤りや限度額非該当などその他の事由によるものの方が多いたことが分かります。

図21 レセプト点検における一人当たり財政効果額の推移と23区における順位



【診療報酬明細書点検調査実施状況報告書より作成】



また、それぞれの事由毎に 23 区における順位を見ると、点数誤り及び診療内容による順位に比べ、その他の事由による財政効果額の順位の方が低く、その他の事由による点検強化に努めていく必要があると言えます。

## (2) ジェネリック医薬品の普及啓発・利用促進、差額通知

ジェネリック医薬品の利用を促進することで、被保険者の自己負担額を軽減するとともに、保険給付費を削減することが可能となります。

医療保険年金課ではこれまで、ジェネリック医薬品の普及啓発のため、医療保険年金課及び特別出張所の窓口において「ジェネリック医薬品希望カード」や、国民健康保険被保険者証に貼付できる「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を行ってきました。

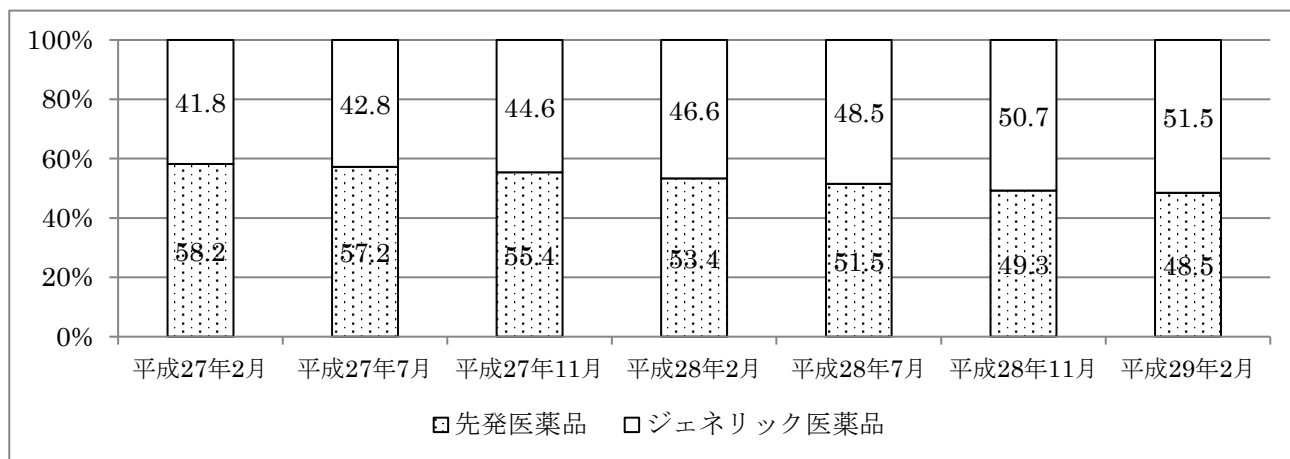
保険料納入通知書に同封している小冊子「くらしと国保」にも「ジェネリック医薬品希望カード」のページを設けるほか、平成 27 年度の被保険者証更新時には、被保険者証の台紙と一体化した「ジェネリック医薬品希望シール」を交付しました。

また、平成 26 年度から、被保険者に対して年 3 回「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付しています。これは、現在使用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額をどれだけ軽減することができるかを通知するものです。

平成 28 年度は、延べ人数で 18,723 人に差額通知書を発送しました。

図 22 は、平成 27 年 2 月から 29 年 2 月調剤分のそれぞれにおける新宿区のジェネリック医薬品の数量ベース利用率を示しています。利用率はわずかながら増加傾向にあります。

図 22 新宿区におけるジェネリック医薬品 数量ベース利用率（一般・退職被保険者等合計）

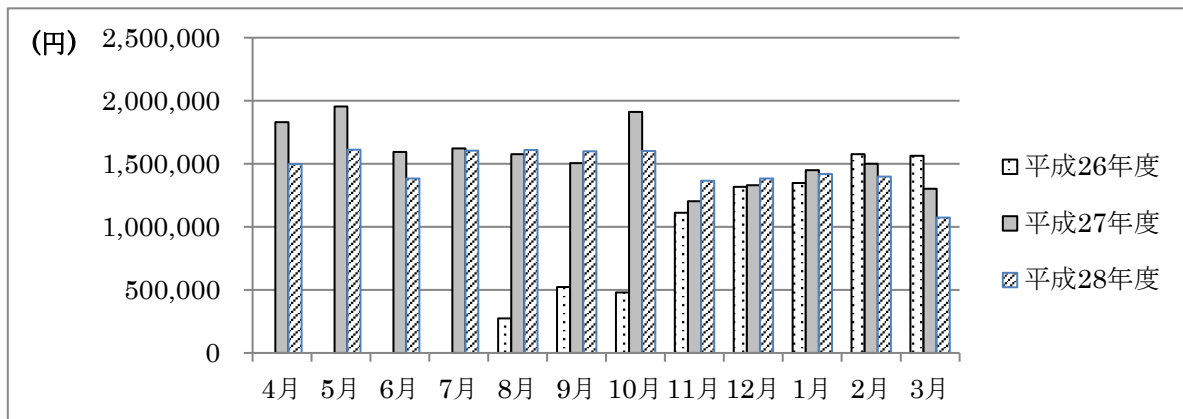


【東京都国民健康保険団体連合会提供データより作成】

※各医薬品の利用率の算出にあたっては、ジェネリック代替不可先発医薬品を含みません。

また、図 23 は、平成 28 年度のジェネリック医薬品差額通知による切替効果額の推移をグラフ化したものです。この図から、ジェネリック差額通知書による切替効果額は、平成 27 年度と平成 28 年度を月ごとで比較すると、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて減少している月が多いことが分かります。今後切替効果額を増額させていくためには、ジェネリック医薬品への切り替えに応じやすい被保険者に対象を絞り込み、より効果的に通知書の送付を行うことが必要であると考えられます。

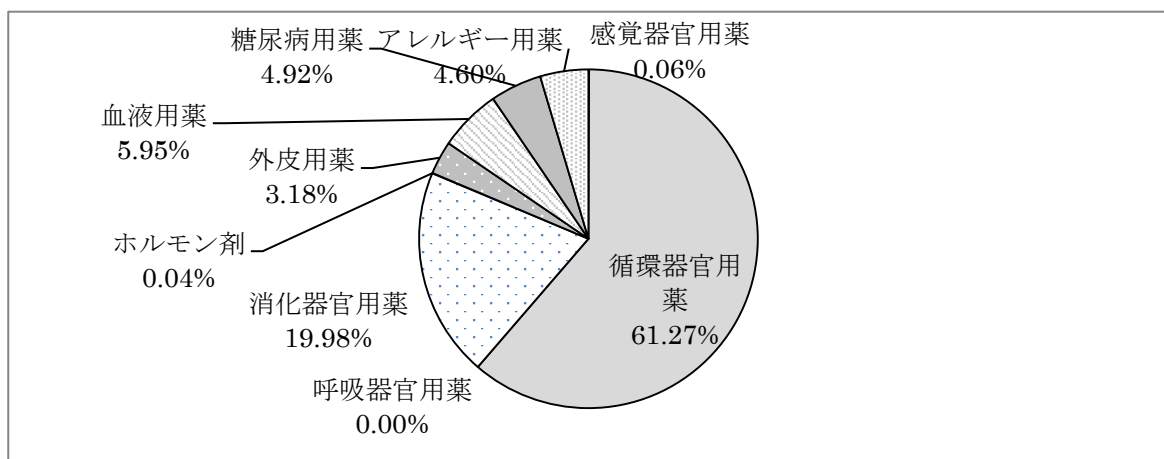
図 23 新宿区におけるジェネリック差額通知による切替効果額（審査月別）



【東京都国民健康保険団体連合会提供データより作成】

図 24 は、平成 28 年度のジェネリック切替効果額を、薬効種別によって分類し、割合を表したものです。循環器官用薬が 61.27%と効果額の半数以上を占めている一方で、呼吸器官用薬やホルモン剤、感覚器官用薬といったものに関しては 1%未満の数値となっています。このグラフから、循環器官用薬や消化器官用薬を服用している被保険者がジェネリック医薬品に切り替えたことにより、効果額が上がっていることが分かります。

図 24 平成 28 年度における薬効種別によるジェネリック切替効果額割合



【東京都国民健康保険団体連合会提供データより作成】

#### 4 事業の目標値、実績及び今後の方向性

##### 1 国民健康保険資格喪失届出勧奨に対する届出率

社会保険に加入している可能性がある世帯に対して年2回、電話及び郵送により資格喪失届出の勧奨を行っています。平成29年度については、未届者に対して全て電話連絡をするとともに、催告センターと連携を図り、届出勧奨を強化します。

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 値	—	35%	38%	40%
実 績	33%	37.3%	22.5%	—

##### 2 口座振替利用率

口座振替利用率は前年度に比べ低下し、目標を達成することができませんでしたが、コンビニ収納額の割合が増加したことなども踏まえ、適切な目標設定について検討する必要があります。

また、口座振替利用率の減少傾向を踏まえ、支払方法の多様化についても検討していきます。

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 値	—	26%	27.5%	29%
実 績	25.25%	23.97%	22.62%	—

##### 3 現年分収納率

引き続き高額滞納者への重点的な取組を実施するとともに、居住確認調査や被用者保険加入に基づく資格喪失処理を強化することで保険料賦課を適正化し、目標の達成に向け収納率の向上に努めます。

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 値	—	83.5%	84.0%	84.5%
実 績	83.21%	83.22%	81.19%	—

##### 4 レセプト点検効果率

前年に比べ、平成28年度は実績を0.1ポイント下げ、目標値であった0.30%には届きませんでした。今後は、引き続き国民健康保険連合会が実施する研修等をとおして、レセプト点検事務を行う国民健康保険調査員の点検能力向上に取り組むとともに、被保険者マスタ等の情報を利用し、返戻の余地があるレセプトを正確に抽出することで、目標達成に向け取り組んでいきます。

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 値	—	0.26%	0.30%	0.35%
実 績	0.22%	0.24%	0.23%	—

##### 5 ジェネリック医薬品利用率

ジェネリック医薬品利用率は、年々5%程度の増加傾向にあります。平成28年度についても、目標値としていた50%を上回る、51.5%の実績となりました。引き続き目標達成に向け、効果的な通知方法を検討していきます。

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 値	—	45%	50%	55%
実 績	41.8%	46.6%	51.5%	—

※ 図の%表示については、単位未満を四捨五入し端数調整を行っていないため、合計が100とならない場合があります。